

議案第 29 号

市川市敬老祝金支給条例の一部改正について

市川市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 23 年 11 月 25 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例

市川市敬老祝金支給条例（平成 9 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「77 歳、」を削る。

第 3 条を次のように改める。

（支給額等）

第 3 条 市長は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額の敬老祝金を支給する。ただし、市長が必要と認めるときは、その全部又は一部を現金に代えて商品券で交付することができる。

- (1) 88 歳になる者 20,000 円
- (2) 99 歳になる者 30,000 円
- (3) 100 歳以上の者 50,000 円

2 前項ただし書の規定を適用する場合において、商品券に有効期限が付されているときは、当該有効期限の 1 月前の日までは、商品券を交付するものとし、その翌日以後は、現金で敬老祝金を支給するものとする。

3 敬老祝金は、その年の 9 月に支給する。

附則第 2 項及び第 3 項を削り、附則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条及び第3条の規定は、平成24年1月1日以後において77歳になる者について適用し、同日前において77歳になる者については、なお従前の例による。

理 由

敬老祝金に関する見直しの方向性を踏まえ、77歳になる者に対する敬老祝金の支給を廃止するとともに、敬老祝金を商品券で交付することができるようにする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。